「**今後の地域行政の推進について」(案)概要版** 地域行政担当部

# [趣旨]

地域行政制度発足から20数年の経緯の中で、様々な社会経済状況の変化や平成23年3 月の東日本大震災の経験を踏まえ、改めて地域コミュニティの重要性や地域の絆の必要性が 認識され、これを背景として新たな時代にふさわしい「地域行政」を推進することが重要で あり、併せて、「地域行政制度」の再構築が求められている。

区は、平成25年3月に報告書として「地区力の向上と地区防災対策の強化について」を取りまとめ、25年度からの取組みを中心に明らかにし、また、今後の検討課題などについて整理したところであるが、併せて、地域行政推進に向け、区が地域行政を展開するために検討した際の問題認識や目的、課題、また、今までに行われてきた地域行政制度の見直しの主旨を把握し「地域行政」推進の中での三層構造のあり方などについて整理する。

また、本報告書は、今後の地域行政の推進にあたり、世田谷区基本構想(平成25年9月27日区議会議決)及び検討中の基本計画における地域の将来像を踏まえ、平成26年度以降に取り組むべき項目についてとりまとめるとともに、「子ども・子育て支援新制度」や「社会保障・税番号制度」など、国における今後の進捗状況を踏まえる必要がある項目、その他引き続き検討していく項目について示したものであり、今後も検討を進めていく。

# [世田谷区を取り巻く現状](2頁~)

- (1) 少子・高齢社会の進展
- (2) 地域社会の変容
- (3) 行政業務の変化や増加
- (4) 区が積極的に取り組むべき事業(区民意識調査から)

### 第1章 世田谷区における地域行政 (5頁~)

これからの「地域行政」のあり方を検討するにあたり、その原点とその「あゆみ」を把握することは有意義である。

区が地域行政を展開するために検討した際の問題認識や目的、課題などを確認する。

- (1)「地域行政」と「地域行政制度」
- (2) 地域行政の目的
- (3)地域行政7つの課題
- (4) 地域行政の執行体制

## 第2章 これまでの地域行政制度のあゆみ (8頁~)

平成3年度に発足した「地域行政制度」とは、地域行政を達成するための執行体制のことであり、同年度に地域の行政拠点である5つの総合支所を設置することにより、全区的な課題は本庁(全区)で、地域の課題は総合支所(地域)で、区民に最も身近な地区の課題は出張所(地区)とし、三層制の地域行政ネットワークを整備し、この間の20数年、さまざまな経緯をたどり現在に至っている。これまでの地域行政制度のあゆみについて、その主旨を確認しつつ主な組織の変遷に触れていく。

- (1) 地域行政のスタート期
- (2) 地域行政構築期
- (3) 分掌事務見直し期(本庁と総合支所の分掌事務見直しと出張所改革)
- (4) 地区の役割を踏まえた地域行政の再構築期
- (5)総合支所、出張所・まちづくりセンターの職員数の推移

# 第3章 地域行政推進の中での「三層構造」と「総合支所」のあり方 (16頁~)

地域行政は、地域に密着した行政を行うことで真の住民自治を確立することを目指しており、世田谷区基本構想でも、「きめ細かい地域行政を展開する」こととしている。

### (1) 三層構造の意味と事業展開

地域行政の「三層構造」の意味や三層構造の中でそれぞれの行政拠点が担う機能、事業展開に関する考え方などについて触れる。

(2) 三層構造における行政拠点の基本的な役割

この間の地域行政の経緯を踏まえ、それぞれの行政拠点について、改めて基本的な役割について整理 ける。

(3)総合支所について

総合支所の必要性などについて整理している。

(4) 行政効率や人口規模から見た総合支所制度

総合支所の管轄する地域区分について、改めて確認をする。

## 第4章 今後の地域行政の展開 (24頁~)

今後の地域行政の推進にあたっての「基本的な考え方」を示すとともに、平成25年3月に報告した検討項目について、基本的な考え方に基づく取組みとそれ以外の検討項目に区分して、考え方を示す。

#### (1)基本的な考え方

①区民が生活する地区の強化

地域コミュニティの形成には、区民の生活の場に目を向けることが大切であり、区民が生活する地 区を強化する取組みを進めていく。

②地区の強化の推進主体と参加・協働

地区の強化に向けた取組みは、参加と協働によることが不可欠であり、区は、環境づくりに共に取り組んでいく。

③地区の強化に向けた区の役割

地区の強化に向けて、区は出張所・まちづくりセンター、総合支所、本庁がそれぞれの役割を担っていく。

④地区の強化に向けての活動と機能集積の拠点となる出張所・まちづくりセンター

行政運営の拠点として、組織面からその役割を整理してきたところであるが、区民の暮らしに最も 身近にあるという点に着目して、地区の強化に向けた環境を整えていく。

- (2) 基本的な考え方に基づく取組み
  - ①区民が生活する地区の強化に向けた取組み
    - 1)「地区防災対策の強化」の推進
      - ・平成25年度の取組み状況と庁内における検討組織の設置・推進
      - ・出張所・まちづくりセンターにおける非常配備態勢指定職員(拠点隊配備職員)の配置の強化等
    - 2) 福祉的環境の整備等
      - ・地区の強化に向けての活動と機能集積の拠点となる出張所・まちづくりセンターにおける 相談体制の充実等
      - ・行政としての役割
  - 3) 地区ビジョン実現への支援と地域計画の方向性を踏まえたまちづくり
  - ② 区民主体のまちづくりを実現するための「参加・協働」の推進
    - 地区情報連絡会の開催への取組み
    - ・地区情報の充実への取組み
    - ・地区におけるコミュニティ活動の強化に向けての取組み
- (3) その他の検討項目に関する取組み
  - ・総合支所の副参事の役割と配置について
  - ・出張所・まちづくりセンター機能のあり方等
  - ・総合支所における保健福祉3課の機能及び街づくり課と本庁との役割分担
  - ・地区の区域と各種活動等の区域について